

令和 5 年度

消防委員会（第 3 回）会議結果

1 開催日時 令和 6 年 3 月 19 日（火）午後 3 時 45 分～午後 4 時 45 分

2 開催場所 成田市花崎町 760 番地
成田市役所 議会棟 3 階 第一委員会室

3 出席者
消防委員

村島 義則、湯浅 雅明、伊藤 正美、四宮 良孝、内田 廣、神崎 輝夫
小泉 町子、豊根 浮文子、長谷川 雅昭、田中 みを

10 名

出席職員

消防長（青野 穰）、次長（松尾 芳幸）
消防総務課長（吉岡 金一）、予防課長（佐藤 正則）、警防課長（永嶋 弘明）
指揮指令課長（竹尾 正明）、成田署長（鈴木 俊幸）、赤坂署長（檜垣 勝美）
三里塚署長（伊藤 幸一）、大栄署長（弓田 春男）
消防総務課消防団係長（白石 智行）、予防課主幹（江口 和広）
予防課予防係長（藤居 健一）、予防課危険物係長（三谷 学士）
警防課警防係長（今 良彰）、警防課救急救助係長（安部 将也）
指揮指令課主幹兼指揮係長（竹本 修平）、指揮指令課指令係長（高橋 大輔）

18 名

消防団

団長（藤崎 和彦）、副団長（中川 浩史）
副団長（鈴木 康則）、副団長（關 恵一）

4 名

事務局

消防総務課長補佐（藤崎 伸幸）、消防総務課総務人事係長（高橋 幸樹）
消防総務課主査（岩佐 賢明）

3 名

4 議事

報告第 1 号 「令和 5 年消防概要について」

佐藤予防課長：

それでは、予防課から「令和 5 年の火災概要」について報告をさせていただきます。
資料 2 ページをお開きください。

令和 5 年中は、61 件の火災が発生し、建物火災は 24 件でした。過去 10 年間の火災

件数を平均すると 62 件であり、令和 5 年は平均以下となりました。

資料 3 ページをご覧ください。

「月別火災件数」ですが、令和 5 年は 2 月が 11 件で最も多く、次いで 9 月が 7 件となっています。「地区別火災件数」ですが、大栄地区が 15 件で最も多く、続いて成田地区が 9 件となっています。

【火災概要に対する質疑】

伊藤委員：

大栄地区の火災は成田市で起きている火災の約 4 分の 1 の数である 15 件となっているが、その内訳は。

佐藤予防課長：

大栄地区で発生している火災の 15 件の内訳ですが、焚火等 2 件、電気 1 件、たばこ 1 件、不明調査中 1 件、コンロ 1 件、その他に分類されるものが 9 件発生しております。

永嶋警防課長：

それでは、警防課から令和 5 年の救急概要についてご報告をさせていただきます。

資料の 4 ページをお開きください。

令和 5 年中の救急出動件数は 8,619 件、昨年比で 776 件増加し、搬送人員は 7,012 人、昨年比で 662 人増加しております。1 日平均、約 24 件救急出動し、約 19 人が搬送されました。過去 10 年間の救急出動件数をみますと、平成 26 年から救急出動件数は年々増加してはりましたが、令和 2 年 3 年は新型コロナウイルス感染症の関係から減少に転じました。しかしながら、令和 4 年から救急出動は大幅に増加し、令和 5 年は過去最多の救急出動件数でした。

資料の 5 ページをご覧ください。

次に、救助概要についてであります。令和 5 年中の救助出動件数は 130 件で、事故種別出動件数では「建物等による事故」が 62 件と最も多く、続いて「交通事故」が 34 件でした。「建物等による事故」とは、建物、門、柵、へい等建物に付帯する施設又はこれらに類する工作物の倒壊による事故、建物等内に閉じ込められる事故、建物等に挟まれる事故等であります。そのうち、施錠された室内に急病人がいるなど鍵やドアの破壊が必要となるケースなどは、62 件のうち 22 件でありました。

次に、その他の概要であります。令和 5 年中のその他の出動件数は 1,305 件で、事故種別出動件数では、PA 連携が 743 件、続いて救急支援の 202 件、緊急確認の 185 件でありました。

救急、救助、その他の概要については以上です。

【救急概要に対する質疑】

内田委員：

5 ページの 3 事故種別救急出動件数で、その他の 686 件のうち救急車が本当に必要な事案であったか否かの調査はしているか。

永嶋警防課長：

救急車が必要であったか否かといった調査は現在のところ実施しておりません。実際に救急車が必要であるから呼ばれているのであると認識しております。

内田委員：

今現在、東京消防庁をはじめ本当に救急車が必要であったのかわからない患者が多いということで色々な方策を考えているということであるが、成田消防ではそういった方策は考えているか。

永嶋警防課長：

救急出動の必要性につきましては、必要があれば救急車を呼んでいただき、迷った時には相談をしてくださいといった形で市のホームページ等で広報をしているところです。

竹尾指揮指令課長：

それではちば消防共同指令センターで受付した令和5年指令統計についてご説明いたします

資料の7ページをお開きください。

(1) 119番通報月別統計をご覧ください。はじめにちば消防共同指令センターは令和5年合計267,669件で昨年より25,747件増加しております。月別では8月が26,500件で最も多くなっております。次に成田市は、令和5年合計12,354件で昨年より2,211件増加しております。月別では7月が1,247件で最も多くなっております。

次に、(2) 119番通報種別統計をご覧ください。こちらは119番通報を災害種別ごとに区分けした表となります。ちば消防共同指令センターの救急の欄をご覧ください。令和5年172,532件で昨年より8,319件増加しております。続きまして、成田市の救急の欄をご覧ください。令和5年7,169件で昨年より572件増加しております。その他の災害種別を令和4年と令和5年で比較しますと、ちば消防共同指令センターではすべて増加しております。成田市では火災の件数が減少しておりますが、それ以外の件数はすべて増加しております。なお、記載の件数は119番通報受付時に災害種別を選択し出動指令をかけたものを計上しております。

以上、ちば消防共同指令センターで受付した令和5年指令統計についての説明といたします。よろしくお願いたします。

報告第2号 「消防本部機構改編について」

吉岡消防総務課長：

それでは、消防本部の機構改編についてご説明させていただきます。

9ページをお開き下さい。

令和6年4月から、より効率的、効果的な消防体制を構築し、市民サービスの向上を図るとともに、今後発生する大規模災害に対応するために消防本部の体制見直しを行います。まず、現状の課題についてご説明させていただきます。上段をご覧ください

きたいと思います。

課題は大きく 3 点あり、1 点目は警防課と指揮指令課で消防の出動に係る体制整備や計画作成など消防体制に関する業務（主に消防計画等のマニュアル作成）が重複しており非効率となっています。

2 点目といたしましては、大規模災害時の情報伝達、迅速な初動対応が課題となっており、情報収集と現場を指揮する部署と全体を統括する警防活動本部を運営する部署が違うために、初動対応に遅れが生じることが予想されます。

3 点目といたしましては、救急件数は 2 年連続で過去最多更新し、今後も高齢化などから増加が予想されることから、増大する救急需要に対応する体制整備が必要となっています。

これらの課題を解決するために、体制の見直しを行うこととなりました。中段をご覧ください。まず、課題の 1 つ目と 2 つ目を解決するために「警防課」と「指揮指令課」を統合いたします。これにより重複していた業務がなくなり、業務の効率化が図られます。また、災害時においても意思決定が迅速となり、適切な初動対応が図られると考えております。名称は「警防課」とし、新しい「警防課」は警防救助係、指揮係、指令係の 3 係体制となり、警防救助係は日勤、指揮係と指令係は隔日勤務となります。

次に、課題の 3 点目を解決するために、新たに「救急科」を新設いたします。今まで救急に関する事務は警防課の救急救助係が担当していましたが、警防課から救急部門を切り離し、専門性が高く要求される救急救命士や救急隊員の教育や研修の充実強化を図ります。また、市民へ救急講習等の普及活動についても、更なる促進を図っていきたいと考えております。さらに、救急需要が増加する場合などに日勤救急隊を運用し、高齢化などにより年々増加する救急需要に対応するとともに、働き方改革の一環として、子育て中の職員や再任用職員等の多様な事情に対応した働きやすい職場環境の整備に努めたいと考えております。「救急課」については、救急係の 1 係体制となります。

配置人数案につきましては、下段右側に記載のとおりとなります。

以上、大変雑駁ですが令和 6 年度消防本部機構改編についての説明とさせていただきます。

【消防本部機構改編に対する質疑】

内田委員：

日勤救急隊を運用する際は、予備の救急車を使用するのか。

吉岡消防総務課長：

成田消防署に配備されている予備救急車を使用する予定です。

内田委員：

予備の救急車を運用するのであれば、ちば消防共同指令センターとの事前協議等をする必要はないのか。

吉岡消防総務課長：

成田消防の内部で救急車を立ち上げて運用しますので問題はございません。

伊藤委員：

組織改編は非常に良いことであるが、何回かこれまでの委員会でもお話しているが、これを機に兼務隊の解消についてもそろそろ考え始めてもよいのではないか。

吉岡消防総務課長：

兼務隊の解除につきましては、現在定員が 250 名であり現状の人員で兼務を解除することは難しいのが状況です。定数増に向けて関係各課と検討を始めているところです。

報告第 3 号 「令和 6 年度予算の概要について」

吉岡消防総務課長：

それでは、令和 6 年度 予算の概要について、ご説明させていただきます。

資料 11 ページをお開き頂きたいと思います。

歳入であります。令和 6 年度も 国、県の補助金などを活用して消防車両、また消防団員の安全装備品などの整備を行っていきます。まず、分担金及び負担金といたしまして、神崎町消防費事務委託費負担金 111,446,000 円でございます。次に、手数料といたしまして、危険物取扱申請・検査手数料 2,427,000 円でございます。次に、国庫補助金であります。緊急消防援助隊に登録しております公津分署の水槽付き消防ポンプ自動車の更新、また、消防団員の防火衣などの安全装備品の購入に伴い、21,688,000 円を予定しております。次に、県費補助金であります。消防団の消防ポンプ自動車 1 台、小型動力ポンプ付積載車 1 台、消防団員の保安帽などの整備に係る補助分といたしまして、2,838,000 円を予定しております。次に雑入といたしまして、高速道路における救急業務受託事業収入、消防団安全装備品 整備等助成事業など 6,108,000 円を予定しております。次に、消防債でございます。常備消防では消防車両・装備強化整備事業債、非常備消防では消防団車両・装備強化整備事業債と消防団拠点施設整備事業債で、202,500,000 円を予定しております。歳入合計は、347,108,000 円で、前年度予算と比較し 83,612,000 円の増額となります。増額の主な要因といたしましては、常備消防、消防団車両の車両更新台数が令和 5 年度より多く、その市債が増額したものの、また、消防団の安全装備品の充実に伴い、補助金が増額したものです。

次に、歳出でございます。消防費の総額は 2,853,032,000 円で市の一般会計予算

の4.4%となっています。令和6年度消防費構成図の円グラフをご覧ください。消防費は、消防本部、消防署の運営に係る常備消防費、消防団の運営に係る非常備消防費、消防団施設や消防水利を整備するための消防施設費で構成されております。内訳といたしましては、常備消防費が2,626,305,000円の92.05%、非常備消防費が191,653,000円の6.72%、消防施設費が35,074,000円で1.23%となっております。

12ページをお開きください。

令和6年度の事業別の予算について、お示しさせていただいております。それでは、主な事業について、ご説明させていただきます。

まず、消防費の大きな割合を占めるものとしては、消防総務課職員人件費となっており2,161,151,000円で、75.75%となっております。次に、消防に関する経費といたしましては、燃料費、電話料金、消防システム使用料など48,256,000円となっております。消防委員会に関する経費は531,000円となっております。令和6年度は、視察研修を予定しています。消防庁舎等管理事業につきましては、66,299,000円でございます。消防庁舎などの光熱費、修繕費、清掃委託などの経費でございます。

警防課の予算につきましては、指揮指令課との統合、また、救急課の新設に伴い移管、名称の変更がされております。赤字で記載している事業が移管、新設された事業名称となっております。救急・救助高度化推進事業ですが、救助に関する経費については、警防・救助に関する経費へ、救急に関する経費については、救急課の救急高度化推進事業へ移管となります。次に、消防車両・装備強化整備事業につきましては、令和5年度までは、すべての車両の更新や維持管理を行っていましたが、令和6年度から救急車の更新、維持管理については救急課の救急車両・装備強化整備事業で行うこととしております。また、通信に関する経費、通信指令施設に関する経費、共同指令センター運用事業につきましては、指揮指令課から警防課へ移管されております。令和6年度の警防課の主な事業といたしまして、消防車両・装備強化整備事業、153,124,000円でございます。公津分署の水槽付き消防ポンプ自動車、成田消防署の消防ポンプ自動車を更新整備いたします。次に、共同指令センター運用事業、114,479,000円でございます。119番の受報など通信指令業務を共同処理している、ちば消防共同指令センターの機器更新が令和5年度から8年度までの4か年で実施されます。令和6年度は実施設計を行います。

次に、救急課の救急高度化推進事業23,439,000円でございます。救急用の消耗品や資機材の維持管理に関する経費、応急手当普及に関する経費などでございます。

次に、非常備消防費の主なものといたしまして、消防団に関する経費、135,704,000円でございます。消防団員の報酬や各種行事にかかわる経費、各種負担金などの経常的経費でございます。

次に、消防団員被服貸与事業、18,094,000円でございます。消防団員が災害現場で安全に活動するために個人装備品などを貸与しており、今年度から保安帽、防火衣については、数量を増やし、計画的に貸与するとともに、防塵マスクを新規貸与いたします。次に、消防団車両・装備強化整備事業、37,855,000円でございます。令和6年

度は第2分団第3部台方の消防ポンプ自動車、第10分団第6部桜田・南敷の小型動力ポンプ付き積載車を更新いたします。

次に、消防設備費の主なものといたしまして、消防団拠点施設整備事業、27,842,000円でございます。令和6年度は第5分団第10部磯部、第10分団第2部奈土・柴田の消防器具庫の大規模修繕を実施いたします。

消防費合計2,853,032,000円で前年度比105.3%、144,224,000円の増額となっております。

以上、令和6年度当初予算の概要及び主要事業のご説明とさせていただきます。

【令和6年度予算の概要に対する質疑】

内田委員：

婦人防火指導員協議会に関する経費422,000円の内訳は。

佐藤予防課長：

225,000円が補助金でいただいております、経費として支出しているものは主にクリーニング費となっております。

内田委員：

婦人防火指導員の被服についての検討はしているか。

佐藤予防課長：

以前検討していた経緯はございますが、中々難しいのが現状であり、現在はウインドブレーカー等を貸与して広報活動を実施していただいております。

内田委員：

すべての指導員に配布されているか。されていないとすれば、今後増やしていく考えはあるのか。

佐藤予防課長：

現在、主に役員分しか配布できていないのが状況です。今後、広報に当たる人数によって、参加してくださる指導員の分は増やしていきたいと考えているところです。

報告第4号 「成田市手数料条例の一部改正について」

佐藤予防課長：

それでは、予防課から成田市手数料条例の一部改正についてご説明いたします。

資料の14ページをご覧ください。

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正により、危険物貯蔵所のうち、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所および浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の設置

の許可に係る手数料の標準額が引き上げられることから、改正を行ったものです。

引き上げられた理由ですが、浮き屋根式屋外タンクからの危険物の漏洩事故が散見された結果、令和2年に安全対策が強化され、これらにかかる審査時間が増加している実態を踏まえ、これらに係る手数料の部分のみが引き上げられています。

また市内において、手数料が該当する消防法の規制を受けた浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所および浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所はございません。施行日につきましては、令和6年4月1日になります。

今回引き上げられた手数料の額については資料に記載のとおりです。

予防課からの報告は以上となります。

【その他質疑】

伊藤委員：

要望として、成田市、大栄町、下総町が合併して20年近くになるが、そろそろ大栄消防署にも簡易のものではなく、しっかりとした造りの訓練塔を建てていただきたい。

内田委員：

災害が発生した場合、人命救助のタイムリミットと呼ばれる72時間の壁があるが、災害規模によって消防職団員は休まず現場活動をしなければならないこともある。決められた250人の条例定数で、4署4分署が市全体を管轄している中で、退職者や求職者等で定数250名いっぱいスタートできた年はなかなかないところではあるが、例えば能登半島地震が発生して間もなく3か月が経過しようとしており、瓦礫の撤去も思うように進んでおらず行方不明者の発見もできていないと聞いている。

地元消防本部としては常に職員を配置して活動しなければならない中で、成田消防として災害が長期化した場合の職員の交替についてどのように考えているか。

永嶋警防課長：

災害が長期化した際の職員の交替についてであります。発災後の一定期間は、全消防力を挙げて災害の終息に向け、災害対応することとしておりますが、一方で健康管理の面では職員の交替や休憩等も重要であると考えております。

消防本部では、災害が長期化した際の職員の交替や十分な休憩についての計画はございませんが、災害の状況等にもよりますが、例えば、災害現場要員、他の災害対応要員、休憩といったような3部制をとることも考慮しております。市全域の災害対応となった場合は、応援隊が到着した後に先ほど申した体制も考慮しながら職員が休憩をとれる体制を検討していきます。

藤崎消防団長：

大規模災害発生時は、消防団はまず家族・家の確認をしてから集結するように団員には伝えているところです。

神崎委員：

東日本大震災では自衛隊、消防、警察機関はご遺体の搜索等にあたられメンタル面で非常にやられてしまったと聞いている。メンタル面でのサポートは成田消防でも実施しているのか。

吉岡消防総務課長：

成田市単独でメンタルサポートチームはありませんが、総務省消防庁でメンタルサポートチームを組織しており、大規模災害発災時には、消防庁消防課よりメンタルサポートチームの派遣希望の要否を発災地の消防本部に打診するものとしており、当該消防本部から派遣希望があればチームが派遣され、PTSD対策に従事していただくことが可能となっております。当市におきましても、大規模災害が発災した場合には、総務省消防庁にチームの派遣を要請することで、職団員のPTSD対策として対応していきたいと考えております

四宮委員：

消防団員の減少による人手不足についての対策として機能別団員を立ち上がっているがその現状は。また、それ以外の対策は検討されているのか。

吉岡消防総務課長：

機能別団員につきましては、平日日中の災害出動に対応していただくため、消防職団員のOBを対象としております。現在機能別団員は63人在籍しており、うち1名が消防職員のOBとなっております。基本団員を確保できれば一番良いとは考えておりますが、全国的に難しい現状であり、成田市も同様でございます。そのような中で、少しでも団員を確保するため機能別団員や女性部、学生さん等も募集しているところです。また、現在在籍されている団員の待遇改善といたしまして、報酬の増額や個人装備品の充実、また消防団協力事業所として各事業所に協力をお願いしており、さらには消防団応援の店などの福利厚生事業も進めているところです。今後も団員確保に向けて消防団役員の皆様と検討していきたいと考えております。

藤崎消防団長：

消防団員の全国的な減少は確かなことであり、成田市でも減少しているところです。これまで1400人以上在籍していた団員は、次年度においては機能別団員、女性部を含めても1,400人を切るとのお話も聞いております。団員減少によって部が廃部になることもあります。成田市の団員減少になんとか歯止めをかけたいと考えているところですので、今後ともよろしく願いいたします。

5 その他

「消防団地域貢献表彰の受賞について」

吉岡消防総務課長：

それでは、消防団地域貢献表彰の受賞についてご報告させていただきます。

16ページをお開き下さい。令和5年度消防団地域貢献表彰として、消防団、消防本部の受章が決定いたしました。これまで消防団、消防本部が行ってきた、団員確保や、活動環境の整備などの取組が認められたものと考えております。本年度は全国で38団体が受章しております。

本表彰につきましては、消防団員の確保などに積極的に取り組む消防団に対し、平成25年度から「総務大臣感謝状」の贈呈が行われていたところですが、その功績

をより一層称えるために、表彰の名称が「消防団地域貢献表彰」に改められたものです。なお、本日、報道発表されております。また、資料では、表彰式については3月下旬となっておりますが、4月18日に総務省で実施される予定となっております。

過去の県内消防団の受章状況につきましては、記載のとおりとなっております。

別紙で、配布させていただいております「女性消防団員加入促進のチラシ案」ですが、4月から県内全域で配布予定となっております。消防団地域貢献表彰を受賞した本市と昨年、全国女性消防操法大会で優良賞を受賞した館山市がモデルとして協力しています。本市消防団のPRにもなると考えております。

以上、大変雑駁ですが消防団地域貢献表彰の受賞のご報告とさせていただきます。

「映像通報システムL i v e 119について」

竹尾指揮指令課長：

それでは、映像通報システム L i v e 119 の運用についてご説明いたします。

17 ページをお開き下さい。

L i v e 119 は 119 番通報者のスマートフォンを利用し通報者と指令センター管制員が映像の送受信を行う映像通報システムです。通報者が映像を送信することで言葉では伝えられない現場の状況を指令センターに伝えることができます。また、指令センターから出動している消防隊と救急隊のスマートフォンに、現場の映像を送信し情報共有が図られます。現在、来年度の本格運用に向けて、準備が進められております。続きまして、映像通話のながれとなります。資料の中段の図をご覧ください。119 番通報入電後に、指令センターから通報者のスマートフォンにショートメールを送信します。通報者はショートメールに添付されたURLにアクセスしてL i v e 119 を起動させると、映像の送信が開始されます。続きまして、L i v e 119 の活用例ですが、まず、指令判断に活用します。通報者からの音声だけで、指令の判断が難しいときはL i v e 119 の映像により救急車等の増強判断を行います。

18 ページをお開きください。

動画ファイルの送信に活用します。応急処置が必要な事案では通報者に応急処置の動画を送信し心臓マッサージ等の応急処置を伝えることができます。次に位置情報の取得に活用します。通信事業者の発信地表示システムで、位置情報の特定が困難な場合、スマートフォンのGPS位置情報取得機能によりグーグルマップ等で確認することができます。

今後におかれましては 市民の皆様への広報として、市のホームページ、広報なりた、行政回覧などにより進めてまいりたいと考えております。

以上で映像通報システム「L i v e 119」の説明を終了いたします。

「マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に関する令和6年度実証事業の実施消防本部の決定について」

永嶋警防課長：

それでは、警防課からマイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に関する令和6年度実証事業の実施消防本部に本市が決定しましたので、報告いた

します。

資料 19 ページをお開きください。

新聞等でも報道されておりますが、この事業は、救急隊が、マイナンバーカードを活用して、傷病者情報を正確かつ早期に把握することにより、救急活動の迅速化・円滑化を図る実証事業であります。

実証事業のイメージ図（案）につきましては、資料の 21 ページに総務省消防庁が作成した救急業務のあり方に関する検討会報告書の内容を添付しましたのでご確認をお願いいたします。なお、実証事業の開始時期は本年 5 月中旬以降、準備が整った消防本部から順次実施する予定です。

また、詳細につきましては、今後総務省消防庁から連絡がある予定です。

以上、雑駁ではございますが、報告とさせていただきます。

6 傍聴者

0 人

7 次回開催日時（予定）

令和 6 年 7 月